

# 旧軍人軍属に係る兵籍簿の情報提供に関する事務取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、高知県（以下「県」という。）が管理する旧陸軍兵籍に係る個人情報、本人に提供するほか、遺族等への情報の提供にあたっての具体的な取扱いについて必要な事項を定める。

## 第2 対象とする情報

この要領は、県において現に管理する旧陸軍兵籍簿に記載されているもののうち、刑罰や社会的差別の原因となるものを除いた情報（以下「対象情報」という。）を対象とする。

## 第3 対象情報の提供を求めることができる者

この要領により、対象情報の提供を求めることができる者は、本人及び遺族又は行政機関等とする。

- 1 「本人」とは、兵籍簿登載者となる軍人軍属等本人をいう。
- 2 「遺族」とは、兵籍簿登載者が死亡している場合における当該兵籍簿登載者の親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族に限る。）をいう。
- 3 「行政機関等」とは、兵籍簿登載者が死亡している場合において、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人であって、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で兵籍簿の情報を利用し、かつ、兵籍簿の情報を利用することについて相当な理由があるものをいう。

## 第4 申請書の受付

### 1 申請方法

対象情報の提供を求めようとする本人又は遺族（以下「申請者」という。）は、兵籍簿の資料提供申請書（様式第1号）に必要事項を明記し提出しなければならない。

### 2 申請者の確認

- (1) 申請者の確認は、本人であることが確認できる健康保険の被保険者証、運転免許証その他これに類する書類とする。
- (2) 申請者が遺族であることの確認は、申請者と旧陸軍兵籍簿登載者との親族関係を明らかにする戸籍謄本等の行政機関が発行する証明書類により行うものとする。
- (3) 行政機関等の確認は、行政機関からの申請であることが確認できる公文書類（行政機関等の職員が来庁した場合は併せて担当職員であることが確認できる身分証明書類）により行うものとする。

## 第5 対象情報の提供方法

対象情報の提供は、対象情報が記載された文書の閲覧又は写しの交付により行う。

## 第6 費用の負担

- 1 郵送により文書の写しの交付を受ける者は、行政機関等を除き、送付に要する費用を負担しなければならない。
- 2 対象情報に関する県の証明を受ける者（本人又は遺族）は、高知県証明事務手数料徴収条例（昭和31年10月15日条例第48号）により費用を負担しなければならない。

## 第7 提供状況の管理

所属長は、兵籍簿（写）交付・閲覧台帳（様式第2号）を作成し、対象情報の提供状況を管理するものとする。

## 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。